

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日に当り
たるときは、
その翌日)

鳥取食糧事務所管内出張所の位置、名称及び管轄区域を次のとおり変更したのでお知らせします。

- | | | | | |
|----|-------------------------|---|---|---|
| 1 | 岩美郡岩美町大字大谷七八四 | 沢 | 和 | 友 |
| 2 | 岩美郡岩美町大字白地三二二 | 田 | 利 | 己 |
| 3 | 鳥取市円通寺八八六 | 坂 | 勝 | 正 |
| 4 | 岩美郡国府町大字高岡五三六 | 谷 | 本 | 治 |
| 5 | 岩美郡国府町大字奥谷一三九 | 西 | 本 | 美 |
| 6 | 鳥取市下味野一八九の一 | 松 | 本 | 夫 |
| 7 | 八頭郡那家町大字落折二二八 | 勝 | 原 | 鶴 |
| 8 | 八頭郡船岡町大字船岡六四七 | 大 | 本 | 江 |
| 9 | 八頭郡智頭町大字西野四〇二の一 | 松 | 本 | 利 |
| 10 | 気高郡青谷町大字青谷西町 町営住宅第一団地二号 | 大 | 坪 | 茂 |
| 11 | 気高郡青谷町大字城内一〇一の一 | 山 | 内 | 修 |
| 12 | 気高郡気高町大字勝見六八〇の二 | 山 | 本 | 信 |
| 13 | 気高郡気高町大字浜村五五の三 | 山 | 尾 | 武 |
| 14 | 東伯郡三朝町大字久原五〇三 | 小 | 野 | 留 |
| 15 | 東伯郡大栄町大字六尾一六四 | 安 | 田 | 之 |

雑 報

昭和41年6月14日

鳥取食糧事務所長 村 越 久 夫

- 1 庁舎の位置の変更
 - (1) 該当出張所 鳥取食糧事務所気高支所宝木出張所
 - (2) 旧 位 置 鳥取食糧事務所気高支所宝木903
 - (3) 新 位 置 鳥取食糧事務所気高支所野野1002
 - (4) 移転月日 昭和41年6月1日
- 2 名称の変更
 - (1) 旧出張所名 鳥取食糧事務所気高支所宝木出張所
 - (2) 新出張所名 鳥取食糧事務所気高支所野野出張所
 - (3) 変更月日 昭和41年6月1日
- 3 管轄区域の変更
 - (1) 旧管轄区域 宝木出張所 気高町の一部(山東農協の管轄、宝木各支所) 浜村出張所 気高町の一部(山東農協の管轄、勝谷、小貫河、湯坂、浜村各支所)
 - (2) 新管轄区域 野野町(山東農協の管轄、勝谷、小貫河各支所) 野野出張所 気高町(山東農協の管轄、宝木、湯坂、浜村各支所)
 - (3) 変更年月日 昭和41年6月1日

昭和四十二年四月十五日第三號(農林省令)

規 則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則をここに公布する。

昭和四十一年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十四号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則

(目的)

第一条 この規則は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行なう長期かつ低利の資金の融通を円滑にするため、県が利子補給を行なうこととし、もつて農業者等の経営

の近代化の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農業(畜産業、養蚕業及びしいたけ栽培業を含む。)を営む者
 - 二 農業協同組合
 - 三 農業協同組合連合会
 - 四 前三号に掲げる者のほか、知事が特に必要と認めるもの
- 2 この規則において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第一号の事業を行なう農業協同組合
 - 二 農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会
 - 三 農林中央金庫
 - 四 銀行その他の金融機関で知事が定めるもの
- 3 この規則において「農業近代化推進資金」とは、農業者等の経営の近代化の推進に資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金であつて、別表第一に定めるものをいう。

(利子補給)

- 第三条 県は、融資機関が農業近代化推進資金を貸し付けるときは、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。以下同じ。)を当該融資機関と結ぶことができる。
- 2 前項の規定による利子補給契約により県が支給する利子補給金の額は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間における農業近代化推進資金につき、次条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計

別表第一

資金の種類	貸付対象	償還期限	利率
一 自立農家の経営に要する資金	(1) 家畜の飼料又はひなの購入に必要な経費	乳肉牛 三年以内 肉牛 三年以内 食肉豚 二年以内 鶏 二年以内	六分五厘以内
二 肉畜又は乳用牛育成に要する資金	(2) 果樹園経営に必要な経費(補栽後二年目から四年目までの果樹に係るものに限る。) (3) 養蚕経営のための桑園の維持管理に必要な経費(桑園の新植又は改植後二年目及び三年目の桑園に係るものに限る。)	三年以内	六分五厘以内
三 優良肉用種牛の育成に要する資金	(4) しいたけ栽培経営に必要な経費	二年以内	六分五厘以内
四 基礎牛の導入に要する資金	優良肉用基礎種牛の優良子牛の導入に必要な経費	五年以内	三分五厘以内
五 肥育用家畜の購入に要する資金	繁殖基礎子牛の導入に必要な経費	五年以内	五分以内
六 観賞用植物の種苗購入に要する資金	肥育用和牛、肥育用豚、育成用乳用牛の畜舎の購入に必要な経費	三年以内	六分以内
七 チューリップの種球の購入に要する資金	馬路樹、庭園樹、観賞用花木その他知事が適当と認める樹種の苗木生産に必要な種苗購入に必要な経費	五年以内	六分以内
八 木炭原木の購入に要する資金	優良種球の購入に必要な経費	五年以内	六分以内
	木炭原木の購入費及び製炭に必要な経費	三年以内	六分以内

算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(農業近代化推進資金の利子補給率)

第四条 農業近代化推進資金の利子補給率は、別表第二のとおりとする。

(貸付の限度額)

第五条 農業近代化推進資金の一農業者等ことこの貸付の限度額は、それぞれその種類ごとに知事が別に定める。

(利子補給金の支給)

第六条 県は、第三条第一項の規定による利子補給契約に基づいて融資機関から利子補給金の支給の請求があつた場合において、知事が適当であると認めるときは、当該請求があつた日の属する月の翌月中にこれを支給するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

(利子補給金の額の計算の特例)

2 昭和四十一年においては、第三条第二項中「毎年一月一日から十二月三十一日までの期間」とあるのは「昭和四十一年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と読み替えるものとする。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

3 鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取規則第(二号)の一部を次のように改正する。

第一表中「及び知事が特に必要と認めて指定した資金」を削る。

別表中「七 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定する資金」を削る。

法第二條第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が知事が特に指定する者に貸し付ける場合

年 三分

及び

を削る。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正に伴う経過措置)

4 昭和四十一年四月一日前において、前項の規定による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定による利子補給契約に基づき、知事の貸付けの承認を受けたものについては、なお従前の例による。

受付

鳥取県公報

41 23

告示

鶏等の移入を禁止する区域
土地改良区の解散認可
肥料の登録の有効期間の更新
道路の位置の指定

昭和四十一年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が休日または
その場合は、その
翌日）

告示

鳥取県告示第三百十九号
ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、その死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として香川県を指定する。

昭和四十一年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十号

平土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

三先地先農道
字下帆城三五番地先農道

鳥取県告示第三百十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類及び立ち入ろうとする土地の区域
 - イ 一般国道五十三号線智頭国道改善工事 八頭郡智頭町大字早瀬、野原、新本及び奥本地内
 - ロ 千代川支川旧袋川改修工事 鳥取市江津、秋里、浜坂、田島及び丸山地区内
- 三 立ち入ろうとする期間 昭和四十一年六月二十日から昭和四十二年三月三十一日まで

雑 報

鳥取県事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したのでお知らせします。

昭和41年6月17日

鳥取県事務所長 村 越 久 夫

移転出張所名 庁 舎 所 在 地

鳥取支所河原出張所 八頭郡河原町大字河原48の5番地

定により告示する。

昭和四十一年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分		生産業者の住所及び氏名
		窒素	リン酸	
第一九〇号	ナ粉末	六・〇	六・〇	鳥取市湯所町一四三 久
第二一三号	五・五なたね	五・五	二・〇	東伯郡北条町江七九六ノ一 正
第二五八号	七・〇魚かす	七・〇	六・〇	鳥取市東品治町一九ノ五 鳥取県農業改良区事務所 合資会社 三 鶴 謹
第三二〇号	ナ粉末	七・五	九・〇	金古市大塚二九九 常 敏

鳥取県告示第三百二十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年六月十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。